

重要事務事業調整 説明資料

(第 2 回 配付資料)

第三小委員会

庄内南部地区合併協議会

目 次

部会名	分科会名	管理番号	事務事業名	ページ	備 考
農林水産 (1 0)	農政 (5)	041 - 2003	水田農業構造改革対策配分事務		第1回配付資料
		041 - 4007	産直施設支援業務		第1回配付資料
		041 - 5305	グリーンツーリズム活動支援事業		第1回配付資料
		041 - 9001	市町村単独土地改良事業補助金業務		第1回配付資料
		041 - 9301	小規模(単独)災害復旧工事補助金業務		第1回配付資料
	林業 (3)	042 - 015	住宅等建築資金貸付事業		第1回配付資料
		042 - 016	町の木庄内あつみ杉利用住宅等建築奨励補助金		第1回配付資料
		042 - 064	森林組合指導育成事業		第1回配付資料
	水産 (2)	043 - 007	水難救済事業		第1回配付資料
		043 - 025	内水面漁業振興事業費補助金		第1回配付資料
建設 (1 6)	都市計画・都市整備 ・建築 (3)	071 - 027	都市計画決定		第1回配付資料
		071 - 100	市町村営住宅家賃等(家賃算定)	1	
		071 - 123	克雪住宅建築補助金		第1回配付資料
	土木 (2)	072 - 098	除雪計画	4	
		072 - 126	市町村道認定基準及び認定、廃止事務	5	
	上下水道 (1 1)	073 - 109	水道事業の料金表(料金体系)		第1回配付資料
		073 - 109	水道事業の料金表(料金)		第1回配付資料
		073 - 130	水道加入金の状況(名称、金額)		第1回配付資料
		073 - 190	公共下水道受益者負担金決定業務		第1回配付資料
		073 - 198	公共下水道使用料の決定事務	7	
		073 - 213	公共下水道排水設備等改造補助金交付業務		第1回配付資料
		073 - 214	公共下水道排水設備等改造利子補給業務		第1回配付資料
		073 - 250	集落排水分担金賦課徴収業務		第1回配付資料
		073 - 257	集落排水使用料の決定事務	7	
		073 - 269	集落排水の排水設備等改造補助金交付業務		第1回配付資料
		073 - 270	集落排水の排水設備等改造利子補給業務		第1回配付資料

1. 本来入居者の家賃の設置方法

公営住宅法第 16 条第 1 項及び公営住宅法施行令第 2 条の規定により決定される。

$$(\text{本来入居者の家賃}) = (\text{家賃算定基礎額}) \times (\text{市町村立地係数}) \times (\text{規模係数}) \\ \times (\text{経過年数係数}) \times (\text{利便性係数})$$

100 円未満は切り捨て

< 家賃算定基礎額 > 入居者の収入に応じて設定される。応能応益部分である。

収入分位	政令月収		家賃算定基礎額
	下限値	上限値	
	0	123,000	37,100
	123,001	153,000	45,000
	153,001	178,000	53,200
	178,001	200,000	61,400
~	~	~	~

< 市町村立地係数 > 庄内南部合併市町村は同じ数値。固定値 0.7。

< 規模係数 > 当該住宅の床面積を 70 m² で除した数値。

< 経過年数係数 > 当該住宅の経過年数により変動する。

- ・ 木造以外（経過年数係数）= $1 - 0.0114 \times \text{経過年数}$
- ・ 木造（経過年数係数）= $1 - 0.0177 \times \text{経過年数}$

< 利便性係数 > 事業主体が公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備などを勘案して、0.7～1.0 の範囲内で設定する。
庄内南部合併市町村が、各々異なった数値を用いているため、統一した基準が必要と考えられる。

2. 合併に伴う家賃の負担調整措置

・ 合併により、18 年度から新しく適用される家賃の額が、従前の家賃の額を上回ることとなる入居者に対しては、負担調整措置を講じ、家賃を減額するものとする。

具体的には、次表のように計算し、家賃の額とする。

	負担調整のための率	減額後の家賃
平成 18 年度	0.25	従前家賃 + (新家賃 - 従前家賃) × 0.25
平成 19 年度	0.50	従前家賃 + (新家賃 - 従前家賃) × 0.50
平成 20 年度	0.75	従前家賃 + (新家賃 - 従前家賃) × 0.75

従前家賃とは、平成 17 年度の家賃で各年度変化しない。

行政現況調査票 事務事業概要 集計表

専門部会名	建 設	分 科 会 名	都市計画・都市整備・建築	大項目	建築	中項目	住宅	小項目	住宅	細項目	市町村営住宅家賃等	
管理番号	071 - 100			合併協定項目							ランク	A

記 載 事 項	現		況	
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町
事務事業名	市町村営住宅家賃等	市町村営住宅家賃等	市町村営住宅家賃等	市町村営住宅家賃等
根拠法令等	公営住宅法・設置及び管理条例、施行規則、各要綱	公営住宅法・町住宅条例、施行規則	公営住宅法・町住宅条例、施行規則	
事業主体	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町
事業概要	目的：住宅に困窮する低額所得者の居住安定と居住水準向上のために低廉な家賃で賃貸している。建築課内の事務の効率的な執行を行うため、庶務的な事項全般を執務している。 住宅使用料（家賃）の算定 （本来入居者家賃）＝（家賃算定基礎額）×（市町村立地係数）×（規模係数）×（経過経年係数）×（利便性係数） （利便性係数） 固定資産税評価額に応じた数値と設備状況に応じ数値の合計を2で除した値で設定し、毎年度告示している。 0.7～1.0 （固定資産税） 隣接している地点の平均額 （評価方法） 総床面積／総敷地面積（共用部分の敷地除く）	目的：住宅に困窮する低額所得者の居住安定と居住水準向上のために低廉な家賃で賃貸している。公営住宅法に基づき家賃等の徴収や滞納処理を行い町営住宅の適切な維持管理を行っている。 住宅使用料（家賃）の算定 同 左 （利便性係数） 0.85 に設定 0.85 （固定資産税） （評価方法） 同 左	目的：同 左 住宅使用料（家賃）の算定 同 左 （利便性係数） 鶴岡市と同じ 0.75～0.85 （固定資産税） 鶴岡市と同じ （評価方法） 同 左	
負担割合 (国・県・その他)				
13年度決算額				
14年度予算額				

行政現況調査票 事務事業概要

専門部会名	建 設	分 科 会 名	都市計画・都市整備・建築	大項目	建築	中項目	住宅	小項目	住宅	細項目	市町村営住宅家賃等
管理番号	071 - 100			合併協定項目						ランク	A

記 載 事 項	現			況		
	三川町	朝日村	温海町			
事務事業名	市町村営住宅家賃等	市町村営住宅家賃等	市町村営住宅家賃等			
根拠法令等	公営住宅法・町住宅設置及び管理条例、施行規則	公営住宅法・村住宅条例、施行規則	公営住宅法・町住宅設置及び管理条例、施行規則			
事業主体	三川町	朝日村	温海町			
事業概要	目的：住宅に困窮する低額所得者の居住安定と居住水準向上のために低廉な家賃で賃貸している。公営住宅法に基づき家賃等の徴収を行い町営住宅の適切な維持管理を行っている。 住宅使用料（家賃）の算定 （本来入居者家賃）＝（家賃算定基礎額）×（市町村立地係数）×（規模係数）×（経過経年係数）×（利便性係数） （利便数係数） 県から提示のあった「利便数係数設定方針」に基づき設定 0.87～0.88 （固定資産税） （評価方法）	目的：同 左 住宅使用料（家賃）の算定 同 左 （利便数係数） 1.0 に設定。 1.0 （固定資産税） 隣接している宅地の評価額 （評価方法） 総床面積／総敷地面積（共用部分の敷地除く）	目的：家賃等の徴収や滞納処理を行い町営住宅の適切な維持管理を行う。 住宅使用料（家賃）の算定 同 左 （利便数係数） 固定資産税評価額に応じた数値と設備状況に応じ数値の合計を2で除した値で設定 0.75～0.9 （固定資産税） 同 左 （評価方法） 同 左			
負担割合 (国・県・その他)						
13年度決算額						
14年度予算額						

使用料

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	建 築	分 科 会 名	都市計画・都市整備・建築	大項目	建築	中項目	住宅	小項目	住宅	細項目	市町村営住宅家賃等	
管理番号	071 - 100			合併協定項目							ランク	A
課題・問題点				調整方針								

現	況		具体的な調整内容
鶴岡市	藤島町	羽黒町	
市町村営住宅家賃等	市町村営住宅家賃等	市町村営住宅家賃等	
(住宅使用料) (本来入居者家賃) (家賃算定基礎額) × (市町村立地係数) × (規模係数) × (経過経年係数) × (利便性係数) 家賃算定基礎額：入居者の収入に応じて設定され、収入区分ごとに定まる額。 市町村立地係数：市町村単位の立地便益を定めたもの(0.7) 規模係数：床面積を 70 m ² で除したもの 経過年数係数：民間賃貸住宅の家賃の変動等を勘案して算出 利便性係数：事業主体が公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備等を勘案して 0.7～1.0 の範囲内で設定する。 住宅の周辺の土地の標準的な固定資産税評価額に応じ定める数値： 固定資産税評価額の 1 m ² 辺りの額が 30,000 円以上 1.00 20,000 円以上 30,000 円未満 0.95、20,000 円未満 0.90 住宅の設備の状況に応じ定める数値： 浴槽及び給湯設備がともにあり、トイレが水洗化されている 1.00 浴槽はあるが給湯設備がなく、トイレが水洗化されている 0.95 浴槽及び給湯設備がともになく、トイレが水洗化されている 0.90 浴槽及び給湯設備がともになく、トイレが水洗化されていない 0.55 2つの数値を合計し 2 で除したものとしている。	(住宅使用料) (本来入居者家賃) 同 左 家賃算定基礎額： 同 左 市町村立地係数： 同 左 規模係数： 同 左 経過年数係数： 同 左 利便性係数：0.85	(住宅使用料) (本来入居者家賃) 同 左 家賃算定基礎額： 同 左 市町村立地係数： 同 左 規模係数： 同 左 経過年数係数： 同 左 利便性係数：黒瀬住宅 0.78、荒川住宅 0.85	1. 合併まで 2. 経過措置 ☐ 3 年以内 ☒ 5 年以内 ☐ 5 年超 3. 当面従来通り (内容) ・地域の事情やこれまでの状況を考慮しながら、鶴岡市の例を基本に新たな基準を定める。 ・使用料については負担調整措置を行う。 業務上の課題 ・公営住宅法の算定式に基づき本来入居者の家賃算定を行っているが、この算定式に係る利便性係数を各自治体が 0.7～1.0 の範囲で独自に決定して良いことになっている。この係数の決定方法が違うので同じ要件の住宅でも家賃に相違がある。 業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門 備考

使用料

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	建 築	分 科 会 名	都市計画・都市整備・建築	大項目	建築	中項目	住宅	小項目	住宅	細項目	市町村営住宅家賃等	
管理番号	071 - 100			合併協定項目							ランク	A
課題・問題点				調整方針								

現 況			具体的な調整内容
三川町	朝日村	温海町	
市町村営住宅家賃等	市町村営住宅家賃等	市町村営住宅家賃等	1. 合併まで 2. 経過措置 ☐ 3年以内 ☒ 5年以内 ☐ 5年超 3. 当面従来通り (内容)
(住宅使用料) (本来入居者家賃) (家賃算定基礎額) × (市町村立地係数) × (規模係数) × (経過経年係数) × (利便性係数) 家賃算定基礎額：入居者の収入に応じて設定され、収入区分ごとに定まる額。 市町村立地係数：市町村単位の立地便益を定めたもの(0.7) 規模係数：床面積を 70 m ² で除したもの 経過年数係数：民間賃貸住宅の家賃の変動等を勘案して算出 利便性係数：北田住宅 0.87、横山住宅 0.88。(県から提示のあった「利便性係数の設定方針」(h12.11.15 改定)に基づく)	(住宅使用料) (本来入居者家賃) 同 左 家賃算定基礎額：同 左 市町村立地係数：同 左 規模係数：同 左 経過年数係数：同 左 利便性係数：1.0 で設定している。	(住宅使用料) (本来入居者家賃) 同 左 家賃算定基礎額：同 左 市町村立地係数：同 左 規模係数：同 左 経過年数係数：同 左 利便性係数：紅葉岡・湯見ヶ丘住宅 0.75、柳原住宅 0.9	業務上の課題 業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門 備考

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	建設部会	分科会名	土木分科会	大項目	土木	中項目	道路維持	小項目	各種事業	細項目	除雪対策事業
管理番号	0 7 2 - 0 9 8 -										

記 載 事 項	現		況	
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	
事務事業名	除雪計画	除雪計画	除雪計画	
根拠法令等	道路法第16・42条 地方自治法第2条	道路法第16,42条,地方自治法第2条	道路法第16・42条 地方自治法第2条	
事業主体	鶴岡市	藤島町	羽黒町	
事業概要	- 目的 除雪事業を実施するにあたり、除雪路線の調査・除雪車の配車選定・公共施設の除雪や防雪柵設置・消雪道路・凍結防止剤散布箇所などの計画策定を行うものである。 - 対象者 - 事業概要 除雪計画の立案の段階で、課内会議→建設部会議→除雪対策本部会議→建設常任委員会協議会→町内会長会議を経て除雪計画が策定され、除雪対策本部が設置される。 除雪車輛の出動基準は、路面に10cm以上の降雪がある場合、または午前7時まで10cm以上の降雪が予想されると認められる場合とする。 - 事業期間 9月上旬頃より除雪路線の調査から作業に取りかかり、除雪作業が実施までの11月下旬頃まで行われる	- 目的 除雪事業を実施するにあたり、除雪路線の調査・除雪車の配車選定・公共施設の除雪や防雪柵設置・凍結防止剤散布箇所などの計画策定を行うものである。 - 対象者 - 事業概要 除雪車輛の出動基準は、路面に10cm以上の降雪がある場合、または午前7時まで10cm以上の降雪が予想されると認められる場合とする。11月の段階で、委託業者との打合会を経て、町幹部を交えた結団式を開催する。前年の反省点からの改善策を打合会で審議し、計画をまとめる。 - 事業期間 10,11月。	- 目的 除雪事業を実施するにあたり、車道除雪路線、歩道除雪路線、直営路線、委託路線の選定、出動基準、運転体制、羽黒町克雪対策本部組織図、緊急連絡先簿、服務規程等の計画策定を行うものである。 - 事業概要 除雪計画は、課内で打合せをした上で担当職員が計画(案)を作成し、起案している。対策本部員となる各課長の合議と町長決裁を経て、除雪対策本部が設置される。 除雪車輛の出動基準は、「積雪が5cm位で雪が降り続けている時」「雪は止んでいるが積雪が10cm以上の時」「災害時の緊急出動」等がある。 - 事業期間 12月初旬計画策定を目指し作業を進めている。	
負担割合 (国・県・その他)				
13年度決算額				
14年度予算額				

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	建設部会	分 科 会 名	土木分科会	大項目	土木	中項目	道路維持	小項目	各種事業	細項目	除雪対策事業
管理番号	0 7 2 - 0 9 8 -										

記 載 事 項	現			況	
	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	除雪計画	除雪計画	除雪計画	除雪計画	
根 拠 法 令 等	道路法第 16 ・ 42 条 地方自治法第 2 条	道路法第 1 6 ・ 4 2 条地方自治法第 2 条	道路法第 16 条 ・ 道路法第 42 条 ・ 地方自治法第 2 条 朝日村除雪対策本部設置要領	道路法 16 ・ 42 条 地方自治法 2 条	
事 業 主 体	櫛引町	三川町	朝 日 村	温海町	
事業概要	・ 目 的 除雪事業を実施するにあたり、除雪路線の調査・除雪車の配車選定・公共施設の除雪や防雪柵設置・消雪道路・凍結防止剤散布箇所などの計画策定を行うものである。 ・ 対象者 ・ 事業概要 除雪計画の立案の段階で、前年度の除雪状況・地区からの要望、新規町道認定路線などを考慮し、課内会議により除雪計画が策定される。 除雪車輛の出動基準は、路面に 1 0 c m 以上の降雪がある場合、または通勤時間 1 0 c m 以上の降雪が予想されると認められる場合とする。7 時 30 分作業完了を目標に作業を行う。	・ 目 的：除雪事業を実施するにあたり、除雪路線の調査・除雪車の配車選定・公共施設の除雪や防雪柵設置・消雪道路などの計画策定を行うものである。 ・ 対象者：毎年 1 1 月下旬に開催される除雪対策協議会で除雪計画書を提出する。 ・ 事業概要 事業期間：1 0 月上旬頃より除雪路線の調査から作業に取りかかり、除雪作業が実施までの 1 1 月下旬頃まで行われる。	目的 除雪事業を実施するにあたり、除雪路線の調査・除雪車の配車選定・公共施設の除雪や消雪道路・凍結防止剤散布箇所などの計画策定を行うものである。 対象者 村民 事業概要 除雪計画の立案の段階で、課内会議→除雪対策本部会議を経て除雪計画が策定され、除雪対策本部が設置される。 除雪車輛の出動基準は、路面に 1 0 c m 以上の降雪がある場合、または午前 7 時まで 1 0 c m 以上の降雪が予想されると認められる場合とする。 事業期間 1 0 月上旬頃より除雪路線の調査から作業に取りかかり、除雪作業が実施までの 1 1 月下旬頃まで行われる。	・ 目的：道路交通安全確保及び橋梁の劣化・老朽化を防止するため、維持管理業務を行うものである。 ・ 対象者：町民 ・ 事業概要：計画立案し、課内会議→自治会・業者との除雪会議を経て計画を策定。自治会との会議時に要望があった箇所・内容については委託業者へ対応を依頼する。 ・ 事業期間 11 月～3 月	
負 担 割 合 (国・県・その他)					
1 3 年度決算額				48 千円	
1 4 年度予算額				52 千円	

各市町村の認定基準の相違について比較

基準項目 各市町村名	規程名	基準幅員	家屋の連担率	調 整 内 容
鶴 岡 市	鶴岡市市道 認定基準	6メートル以上・条例 施行以前4メートル以 上	おおむね 5分の1程度	現在の市町村道はすべて新市に引継がれ、通達により改 めて路線の認定の的行なう必要はないとされています。 認定基準においては、各市町村とも名称は違うものの、そ れぞれ基準をもっており、主な相違点は基準幅員と家屋の 連担率があげられ、その比較は左記の表のとおりである。 車社会の現状や道路の公共性を考慮した、新たな基準の 制定にあたっては、鶴岡市の例を基本に3年以内で調整を 図るものである。
藤 島 町	藤島町道路認定基準及び 維持管理に関する要綱	原則全幅5メートル以 上・公共性の高い 道路	規程なし	
羽 黒 町	羽黒町道路認定基準及び 維持管理に関する要綱	原則全幅5メートル以 上・公共性の高い 道路	規程なし	
櫛 引 町	町道等新設改良工事 施工に関する規則	原則幅員5メートル以 上・議会の意見	新設改良工事路線 規程なし	
三 川 町	三川町道路認定基準 及び維持管理要綱	原則全幅4メートル以 上・公共性の高い 道路	規程なし	
朝 日 村	村道路線 認定基準	規程なし 延長100m以上	道路沿線居住 戸数1戸以上	
温 海 町	なし 道路法に基き認定	なし	なし	

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	建設	分 科 会 名	土木	大項目	土木	中項目	用地	小項目	管理等事務	細項目	市町村道の認定、廃止
管理番号	0 7 2 - 1 2 6 -										

記 載 事 項	現		況	
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	
事務事業名	認定基準及び認定、廃止事務	認定基準及び認定、廃止事務	認定基準及び認定、廃止事務	
根拠法令等	鶴岡市市道認定基準	藤島町道路認定基準及び維持管理に関する要綱	羽黒町道路認定基準	
事業主体	鶴岡市	藤島町	羽黒町	
事業概要	・目的 道路法の適用を受けるため、市道認定基準に基づき、市が維持管理すべき道路を認定するもの。また、道路の機能が失われ、一般交通の用に供する必要がなくなった路線を廃止するもの。 ・事業概要 市内全域の宅地開発の状況や新規改良路線等の情報を収集し、また、各種認定要望等に注視のうえ、市道認定基準に基づき選定した路線を、係内会議、課内会議を経て、市議会に提出し、その議決を経て告示を行う。 また、年度末に、市道の区域決定（変更）及び供用開始の告示を行う。 各地区の自治会や町内会等から提出された、市道認定要望について、現地調査をし、その可否について報告する。 ・事業期間 認定及び廃止は、例年 6 月議会と 9 月議会に提出し議決を得るが、事前調査や認定要望箇所の現地調査等は、適時行う。	・目的 町道認定基準に基づき、町が維持管理すべき道路を認定するもの。また、道路の機能が失われ、一般交通の用に供する必要がなくなった路線を廃止するもの。 ・事業概要 町内会等から提出された町道認定要望について、現地調査をし、その可否について報告する。町内全域の宅地開発の状況や新規改良路線等の情報を収集し、また、各種認定要望等に注視のうえ、町道認定基準に基づき選定した路線を、係内会議、課内会議を経て、町議会に提出し、その議決を経て告示を行う。 しかし、現状としては議会請願採択からスタートするのが大半である。 また、年度末に、町道の区域決定（変更）及び供用開始の告示を行う。 ・事業期間 認定及び廃止は、直近の定例議会に提出し議決を得るが、事前調査や認定要望箇所の現地調査等は、適時行う。	・目的 道路法の適用を受けるため、羽黒町道路認定基準に基づき、町が維持管理すべき道路を認定するもの。また、道路の機能が失われ、一般交通の用に供する必要がなくなった路線を廃止するもの。 ・事業概要 町内全域の宅地開発の状況や新規改良路線等の情報を収集し、町道認定基準に基づき選定した路線を、課内打合せを経て町議会に提出し、その議決を経て告示を行う。 また、道路台帳の数値が確定した段階で、区域決定（変更）及び供用開始の告示を行う。 町民からの町道認定要望については、ほとんどない。 ・事業期間 認定及び廃止は、例年 6 月、9 月、1 2 議会のいずれかに提出し議決を得るが、事前調査等は適時行う。	
負担割合 (国・県・その他)				
13 年度決算額				
14 年度予算額				

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	建設	分 科 会 名	土木	大項目	土木	中項目	用地	小項目	管理等事務	細項目	市町村道の認定、廃止
管理番号	0 7 2	-	1 2 6	-							

記 載 事 項	現			況	
	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	認定基準及び認定、廃止事務	認定基準及び認定、廃止事務	認定基準及び認定、廃止事務	認定基準及び認定、廃止事務	
根拠法令等	町道等新設改良工事施工に関する規則	三川町道認定基準	朝日村村道認定基準	道路法 8 条 10 条	
事業主体	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事業概要	目 的 道路法の適用を受けるため、町が維持管理すべき道路を認定するもの。また、道路の機能が失われ、一般交通の用に供する必要がなくなった路線を廃止するもの。 事業概要 主に新設改良工事を終えた路線について町議会（3 月）に提出し、その議決を経て告示を行う。 あわせて、町道の区域決定（変更）及び供用開始の告示を行う。 事業期間 道路台帳作成業務の補正路線とあわせ、同時に行うもの。	目 的 道路法の適用を受けるため、町道認定基準に基づき、町が維持管理すべき道路を認定するもの。また、道路の機能が失われ、一般交通の用に供する必要がなくなった路線を廃止するもの。 ・事業概要 町内の宅地開発の状況等の情報を収集し、認定要望、交通体系の整備及び防災上の観点等を考慮し、町道認定基準に基づき選定した路線を、議会上程前に議会常任委員会の現地踏査、その後議決を経て告示を行う。 また、随時に町道の区域決定（変更）及び供用開始の告示を行う。 ・事業期間 認定及び廃止は、例年議会定例会に提出し議決を得るが、事前調査や認定要望箇所の現地調査等は、適時行う。	・目 的 道路法の適用を受けるため、村道認定基準に基づき、村が維持管理すべき道路を認定するもの。また、道路の機能が失われ、一般交通の用に供する必要がなくなった路線を廃止するもの。 ・事業概要 村内全域の国・県道整備や宅地開発等の状況や新規改良路線等の情報を収集し、また、各種認定要望等に注視のうえ、村道認定基準に基づき選定した路線を、起案・決裁して、村議会に提出し、その議決を経て告示を行う。 また、年度末に、村道の区域決定（変更）及び供用開始の告示を行う。 各部落等から提出された、村道認定要望について、現地調査をし、その可否について報告する。 ・事業期間 新規村道認定は、概ね 5 年間で見直しを行っているが、国・県道整備等緊急性があるものについては、必要に応じ定例議会に提出し議決を得る。また、村道認定については、事前調査や認定要望箇所の現地調査等をその都度行う。 今年度、見直し年度。	・目的：道路法の適用を受けるため、町が維持管理すべき道路を認定するもの。また、道路の機能が失われ、一般交通の用に供する必要がなくなった路線を廃止するもの。 ・事業概要：自治会等から提出された新規改良路線等の情報を収集、また、各種認定要望等に対して、課内協議を経て、議会に提出し、その議決を経て告示（認定・変更・廃止・区域決定（変更）供用開始）を行う。 また、国県道の移管等の物件や、他課（農林サイド）で建設した物件についても事務を行う。	
負担割合 (国・県・その他)					
13 年度決算額		予算措置なし			
14 年度予算額		予算措置なし			

公共下水道及び集落排水事業の7市町村使用料金体系

別紙073-198,257使用料体系

(単位:円)

水量(m³)	鶴 岡 市		藤 島 町		羽 黒 町			櫛 引 町				三 川 町			朝 日 村			温海町		
	一般用	湯屋用	公共	農集	一般用	業務用	温泉用	一般用	官公署、団体営業用	浴場用	臨時用	一般用	団体用	温泉用	一般用	官 公 署 集会施設	営業用	下 水 道 集落排水		
5m³まで	1,140	7,600	1,400	1,250	980	3,300	50	1,500	3,000	15,000	2,250	550	1,200	45	1,500	1,500	3,000	1,700		
8m³まで												130							1,200	1,500
10m³まで	1,370		140	125	115	170		160	170		250		130		130	100	100			
20m³まで	165																			
30m³まで	185																			
50m³まで	200																			
100m³まで	220		40	150	115															
200m³まで	245																			
500m³まで	255																			
1000m³まで		115																		
1000m³超																				
用途区分					家庭用、 一般営業用	団体用、宿坊・旅館用、 特定営業用、学校等	温泉法適用施設					一般家庭及びこれに類似するもの	公民館、団体、事業所など	温泉法適用施設						
特記事項		H14年度末現在適用無し			端数処理：消費税計算後10円未満切り捨て							内税方式								
最終改定 (施行)年月日	H13.5.1	S55.5.1	H10.9.17	H2.4.1	H13.5.1			H14.3.1				H11.3.1			H12.7.1			H15.6.1		

7市町村使用料比較

(単位:円)

水量(m³)	鶴岡市		藤島町		羽黒町			櫛引町				三川町			朝日村			温海町
	一般用	湯屋用	公共	農集	一般用	業務用	温泉用	一般用	官公署、団体営業用	浴場用	臨時用	一般用	団体用	温泉用	一般用	官公署集会施設	営業用	下水道集落排水
10	1,438	7,980	1,470	1,312	1,020	3,460	520	1,575	3,150	15,750	2,362	1,200	1,200	450	1,575		3,150	1,785
20	3,171	7,980	2,940	2,625	2,230	3,460	1,050	3,255	3,150	15,750	2,362	2,500	2,500	900	2,625		3,150	3,465
30	5,113	7,980	4,410	3,937	3,600	5,250	1,570	4,935	4,935	15,750	4,987	3,800	3,800	1,350	3,675		4,200	5,145
100	20,863	7,980	14,700	13,125	14,620	17,740	5,250	16,695	17,430	15,750	23,362	12,900	12,900	4,500	11,025		11,550	16,905
500	123,763	7,980	73,500	65,625	77,620	89,140	26,250	83,895	88,830	15,750	128,362	64,900	64,900	22,500	53,025		53,550	84,105
1,000	257,638	28,980	147,000	131,250	156,370	178,390	52,500	167,895	178,080	60,375	259,612	129,900	129,900	45,000	105,525		106,050	168,105

公共下水道・集落排水事業実績(平成14年度決算)

	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	計
総経費 (千円)	3,757,429	441,544	401,186	385,370	308,253	176,246	532,378	6,002,406
使用料収入 (千円)	1,644,932	92,793	107,090	109,012	75,702	27,253	100,704	2,157,486
一般会計繰入額 (千円)	2,112,497	348,751	294,096	276,358	232,551	148,993	431,674	3,844,920
基準内繰入額 (千円)	1,008,431	110,235	47,530	135,409	69,019	43,563	122,540	1,536,727
基準外繰入額 (千円)	1,104,066	238,516	246,566	140,949	163,532	105,430	309,134	2,308,193
使用料対象経費 (千円)	2,748,998	331,309	353,656	249,961	239,234	132,683	409,838	4,465,679
使用料回収率 (%)	59.8	28.0	30.3	43.6	31.6	20.5	24.6	48.3
有収水量 (千m ³)	8,199	652	778	652	651	219	630	11,781
使用料平均単価 (円 / m ³)	200.6	142.3	137.6	167.2	116.3	124.4	159.8	183.1

使用料収入の維持管理費及び資本費算入状況(平成14年度決算)

	鶴岡市		藤島町		羽黒町		櫛引町		三川町		朝日村		温海町	
	下水道	集落排水	下水道	集落排水	下水道	集落排水	下水道	集落排水	下水道	集落排水	下水道	集落排水	下水道	集落排水
維持管理費	100.0%	86.9%	65.6%	77.1%	78.2%	100.0%	100.0%	100.0%	80.2%	91.5%	53.4%	41.2%	100.0%	50.9%
資本費	50.1%					18.5%	25.9%	6.1%					3.6%	